

船舶事故調査報告書

令和5年12月20日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和5年2月18日 13時30分ごろ
発生場所	静岡県沼津市沼津港南南西方沖 沼津港航路導流堤灯台から真方位198°1.2海里付近 (概位 北緯35°03.6' 東経138°50.6')
事故の概要	プレジャーボート ^{アンフィニ} infiniは、南進中、また、プレジャーボート ^{かいせい} 海星丸は、南南東進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和5年3月15日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート infini、0.7トン 241-21543 静岡、個人所有 B プレジャーボート 海星丸、0.6トン SO3-24469（漁船登録番号） 個人所有 第241-21544号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型
負傷者	A 軽傷 1人（同乗者） B なし
損傷	A 左舷船尾手すりに曲損、左舷船尾部の防舷材に擦過傷 B 右舷船首部の緩衝材に擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風速 約6m/s、視界 良好 海象：波高 約1m、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、同乗者1人（以下「同乗者A」という。）を乗せ、沼津市西浦足保の定係地を出発し、内浦湾等で釣りをした後、天気予報よりも早く風波が悪化してきたので帰航することとし、船長Aが操縦スタンドの前に立って手動操舵により、約10km/hの速力（対地速力、以下同じ。）で定係地に向けて南進を始めた。 船長Aは、過去の経験から、当時の海況や時間帯では、自船の船尾方から航行する船舶は見掛けたことがなく、いないだろうと思い航行を続けたところ、操縦スタンドの左舷側にいた同乗者Aが左舷船尾至近にB船を認め、叫び声を上げたものの、A船の左舷船尾部とB船の右舷船首部とが衝突した。 同乗者Aは、B船の船首部先端が右肩に当たり打撲傷を負った。 A船は、自力で航行して定係地に戻った。 B船は、レンタルボートで、船長Bが1人で乗り組み、同乗者3人

	を乗せ、沼津市西浦平沢の定係地を出発し、沼津港沖で釣りをした後、天気予報を見て風波が悪化しそうだったので釣り場を変えることとし、船長 B が船尾部に座って船外機の操縦ハンドルを握り、約 20 ～ 25 km/h の速力で定係地の北方沖に向け、南南東進を始めた。 船長 B は、同乗者 2 人が船体中央部に、同乗者 1 人が船首部にそれぞれ座り、同乗者の乗船位置により船首部が浮上して船首方が見えづらいつ感じ、また、風波が強くなり、波しぶきが顔にかかる状況であったが、天気が悪化する前に急いで釣り場を変えようと思い、航行を続けていたところ、B 船と A 船とが衝突した。 B 船は、自力で航行して A 船の定係地に着いた後、船長 B が本事故の発生を海上保安庁に通報した。
分析	A 船は、南進中、船長 A が、過去の経験から、当時の海況や時間帯では、自船の船尾方から航行する船舶は見掛けたことがなく、いないだろうと思い、航行を続けたことから、船尾方から接近する B 船に気付くのが遅れ、B 船と衝突したものと考えられる。 B 船は、南南東進中、船長 B が、同乗者の乗船位置により船首部が浮上して船首方が見えづらく、また、風波が強くなり、波しぶきが顔にかかる状況であったものの、天気が悪化する前に急いで釣り場を変えようと思い、航行を続けたことから、船首方を航行する A 船に気付かず、A 船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、A 船が南進中、B 船が南南東進中、船長 A が、過去の経験から、当時の海況や時間帯では、自船の船尾方から航行する船舶は見掛けたことがなく、いないだろうと思い、航行を続け、また、船長 B が、同乗者の乗船位置により船首部が浮上して船首方が見えづらく、風波が強くなり、波しぶきが顔にかかる状況であったものの、天気が悪化する前に急いで釣り場を変えようと思い、航行を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・過去の経験等からの思い込みによる操縦は、注意力が低下するおそれがあるので、船長は、常に、全周に注意を払い操縦すること。 ・小型船舶の船長は、航行中、船首部が浮上して、波しぶきが顔にかかり、船首方が見えづらい場合、同乗者の乗船位置を変更したり、速力を落としたりするなどして、船首方が見えづらい状況を解消して航行すること。